

## 小田原市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化、高齢化及び親亡き後を見据え、障害者等及びその家族の地域生活を支援するための体制を整備することを目的とした小田原市地域生活支援拠点等事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 地域生活支援拠点等 地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された地域生活支援拠点等のうち居住支援のための機能を備えた複数の事業所及び機関による面的な体制のことをいう。

(実施主体)

**第3条** この事業の実施主体は、小田原市とする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に、業務の一部又は全部を委託することができる。

(地域生活支援拠点等の機能)

**第4条** 地域生活支援拠点等は、次の各号に掲げる機能を備えるものとする。

- (1) 障害者等及びその家族からの相談に応じる機能
- (2) 緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能
- (4) 専門的な対応の体制確保又は専門的な人材の養成を行う機能
- (5) 多様なニーズに対応できる地域の体制整備等を行う機能
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情を踏まえ市長が必要と認めた機能

(事業者の登録)

**第5条** 前条に掲げる機能（以下「拠点等機能」という。）のいずれか1つ以上を担おうとする事業者（以下「事業者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程に拠点等機能を担う事業所である旨を規定し、当該運営規定を添えて小田原市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）により市長に申請し、市の登録を受けなければならない。

2 事業者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設

(2) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者

(3) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者

(4) 法第5条第27項に規定する地域活動支援センター

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者

(6) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者

(7) その他障害者等に対するサービスの提供を業とする者

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて拠点等機能を担う事業所として登録を行い、小田原市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、法人名、名称、所在地、連絡先及び実施する拠点等機能等の公表を行うことができる。

(登録事業者の届出義務)

**第6条** 登録事業者は、登録事項に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、速やかに、小田原市地域生活支援拠点等事業所登録変更（廃止）届出書（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

(調査等)

**第7条** 市長は、登録事業者に対して、必要に応じて地域生活支援拠点等事業の運営状況に係る調査を適宜実施することができる。

2 市長は、登録事業者に対して、地域生活支援拠点等事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

(指導及び改善命令)

**第8条** 市長は、登録事業者の運営状況等を不相当と判断した場合は、登録事業者に対し、必要な指導及び改善を命ずることができる。

2 登録事業者は、前項の規定による指導又は改善命令を受けた場合は、命令のあった日から起算して30日以内に、改善した内容を市長に報告しなければならない。

(事業者登録の取消し)

**第9条** 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者の登録を取り消すことができる。

(1) 第5条第2項に規定する要件を欠いたとき

(2) 前条第1項の規定による指導又は改善命令に従わないとき

2 市長は、登録事業者が前項の規定により登録の取消しを受け、これによって登録事業者に損害が生じた場合においても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

小田原市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

小田原市長 様

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 事業者名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

小田原市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条の規定に基づき、拠点等機能を担う事業所として登録したいので、関係書類を添えて申請します。

開始（予定）日	年 月 日			
（フリガナ） 事業所名称	_____			
事業所（施設）の 所在地	（〒 _____ ）			
事業所番号	_____			
連絡先	電話番号	_____	FAX番号	_____
	メールアドレス	_____		担当者
拠点等機能のうち登録を希望する機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場の提供 4 専門的人材の確保及び養成 5 地域の体制づくり 6 その他（ _____ ）			

※関係書類として、拠点等機能を担う事業所であることを規定した運営規定の写しを添付してください。

※相談及び緊急時の受け入れ・対応については、裏面も記入してください。

(裏面)

緊急時の相談支援及び  
受け入れ対応を実施  
するための体制につ  
いて

※複数の事業所の協定により常時の相談支援及び受け入れ対応を可能とする場合は、  
事業所間の協定書の写しを添付してください。

様式第2号（第5条関係）

小田原市地域生活支援拠点等事業所登録通知書

年 月 日

様

小田原市長 印

次のとおり決定しましたので通知します。

（フリガナ） 名 称	
事業所番号	
事業所（施設）の 所在地	
拠点等機能のうち登 録事業所として担う 機能	
開始（予定）日	年 月 日

様式第3号（第6条関係）

小田原市地域生活支援拠点等事業所登録変更（廃止）届出書

年 月 日

小田原市長 様

所在地 \_\_\_\_\_

申請者 事業者名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

小田原市地域生活支援拠点等事業実施要綱第6条の規定に基づき、届け出ます。

変更（廃止）日	年 月 日
(フリガナ) 事業所の名称	
事業所の所在地	
事業所番号	
変更(廃止)する拠点等機能	1 相談 2 緊急時の受け入れ・対応 3 体験の機会・場の提供 4 専門的人材の確保及び養成 5 地域の体制づくり 6 その他 ( )
変更（廃止）の事由	